

サントリー美術館メンバーズクラブ 会員規約

第1条（適用範囲）

本規約に定める条項は、公益財団法人サントリー芸術財団 サントリー美術館（以下、当館という。）が運営するサントリー美術館メンバーズクラブ（以下、メンバーズクラブという。）の会員（以下、会員という。）に適用されるものとします。

第2条（目的）

メンバーズクラブは、当館が行う展覧会等を通じて、美術に広く親しんでいただくことを目的とします。

第3条（会員の種類）

会員種別は、以下の2種類とします。

- (1)個人会員
- (2)法人会員

第4条（入会手続き）

メンバーズクラブに入会を希望する方（以下、入会希望者という。）は、本規約を承認のうえ、以下のとおり入会手続きを行います。なお、入会希望者のうち、当館が入会を認め、本規約に定める年会費を納入した方を会員とします。

- (1)個人会員に入会する場合は、インターネットの申込みページにて会員情報の登録、若しくは所定の入会申込書提出により入会手続きを行ない、メンバーズクラブの会員マイページ（以下、マイページという。）にログインします。
- (2)法人会員に入会する場合は、所定の入会申込書を当館に提出し、入会手続きを行います。

第5条（会員期間）

会員期間は、第6条に定める年会費を入金した日から1年を経過した日の属する月の末日までとします。

第6条（年会費）

各会員の年会費は以下のとおりとし、個人会員は、クレジットカード決済若しくは当館が指定する方法等により、法人会員は当館が指定する銀行口座への振込み又は当館が指定する方法等により年会費を納めるものとします。

- (1)個人会員 年会費 6,000 円（消費税等込） 2024年4月16日までの新規入会・更新
7,000 円（消費税等込） 2024年4月17日以降の新規入会・更新
- (2)法人会員 年会費 200,000 円（消費税等込）

第7条（会員証）

個人会員及び法人会員の会員証は以下のとおりとします。

- (1) 個人会員はマイページにログイン後のトップ画面を会員証とします。個人会員は、入館の際には個人会員の携帯する情報通信端末（スマートフォン等）を用いてID及びパスワードによりマイページにログインし、マイページ内に表示される二次元バーコード（スクリーンショットはご利用いただけません。）を提示します。会員証は個人会員本人のみが利用でき、他人に貸与や譲渡はできません。また、マイページのID、パスワード及び会員証の管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、当館は一切責任を負いません。
- (2) 法人会員には会員証を5枚発行します。法人会員は入館の際に会員証を提示します。会員証は法人会員に所属し、会員証を携帯の方のみが利用でき、他人に貸与や譲渡はできません。また、会員証の管理は会員自身が責任を持って行うものとし、管理を怠った場合に発生した損害について、当館は一切責任を負いません。なお、会員証を紛失した場合、原則として再発行しません。

第8条（会員の特典）

以下に定める各会員の特典のほか、当館ウェブサイト上（<https://www.suntory.co.jp/sma/membersclub/>）で定める特典を個人会員・法人会員に応じて提供します。各会員特典の利用に際して、当館が求めた場合には、会員は会員証を提示します。当館は、各会員が会員特典を利用するにあたっての遵守事項や運用ルール等を適時任意に制定することができ、当該遵守事項ないし運用ルール等は、本規約の一部を構成するものとします。

<個人会員>

- (1) 会員本人につき同伴者1名まで入館無料
※同伴者は会員ご本人とご一緒に鑑賞していただく1名に限ります。
- (2) メンバーズクラブ会員向け内覧会にご招待
- (3) その他各種イベントにご招待
- (4) ラーニングプログラム優先受付
- (5) 提携美術館・博物館への入館割引
- (6) サントリー美術館ニュースの送付
- (7) 混雑時優先入場
- (8) 展覧会図録割引
- (9) shop×cafe 割引

<法人会員>

- (1) 個人会員(1)～(9)と同様
- (2) 内覧会ご招待

- (3)音声ガイドレンタル無料
- (4)展覧会ごとに図録進呈
- (5)展覧会ごとに招待券進呈
- (6)展覧会ごとにポスター・チラシ送付

第9条（会員期間の更新）

個人会員及び法人会員期間の更新は以下のとおりとします。

- (1)個人会員は、会員有効期間満了月の前月末日までにマイページから退会手続きをしない限り、会員期間が1年間自動更新となり、2024年4月17日以降は個人会員年会費7,000円(税込)が毎年自動決済されます。
- (2)法人会員は、会員期間満了月の前月から会員期間満了日までの間に、書面の提出及び法人会員年会費の支払いを行うことにより、会員期間を、1年間延長することができます。

第10条（変更手続き）

個人会員及び法人会員におけるご登録情報の変更手続きは以下のとおりとし、変更手続きがないために生じた不利益について、当館はその責任を負いません。

- (1)個人会員は、入会時に登録した氏名・住所等の会員情報に変更が生じた場合は、各自すみやかにマイページにて会員情報を変更します。
- (2)法人会員は、届け出た法人名・住所等に変更が生じた場合は、すみやかに当館まで届け出ます。

第11条（退会）

個人会員及び法人会員の退会手続きは以下のとおりとします。但し、会員都合により退会する場合、いずれの会員においても年会費の払い戻しはいたしません。

- (1)個人会員は、会員有効期間満了月の前月末日までにマイページから退会手続きをされた場合又は会員有効期間満了日までに次年度分の年会費をお支払いいただけない場合は、メンバーズクラブを退会したものとみなします。
- (2)法人会員は、会員有効期間満了月の前月末日までに書面の提出・会員証の返却をされた場合又は会員有効期間満了日までに次年度分の年会費をお支払いいただけない場合は、メンバーズクラブを退会したものとみなします。

第12条（会員資格の譲渡等の禁止）

会員は、会員資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第13条（会員資格の喪失）

次の場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができます。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当館は一切責任を負いません。

- (1)入会時に虚偽の申告があったとき
- (2)公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行ったとき
- (3)他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行ったとき
- (4)本規約に違反したとき
- (5)個人会員自ら又は法人会員の役員・従業員等が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に該当したとき
- (6)その他、会員として不適切であると当館が認めたとき

第 14 条（メンバーズクラブの改廃）

当館は、会員の下承を得ることなく、メンバーズクラブを改廃することができます。この場合、会員は、損害賠償の請求をすることはできません。

第 15 条（個人情報の取り扱い）

会員は、当館が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当館又は当館の業務委託先を含む第三者が利用することを同意します。

<利用目的>

会員管理、サントリー美術館ニュース等のご案内送付

なお、個人情報の取扱については、下記ホームページにてご確認ください。

プライバシーポリシー：<https://www.suntory.co.jp/sfa/privacy/>

第 16 条（規約の変更）

当館は、会員一般の利益に適合する場合のほか、その他の相当な事由があると認める場合、本規約の各条項を、民法の定めにしたがって変更することができるものとします。なお、本規約の変更は、当社ウェブサイト上での掲示などの相当な方法で公表することにより行い、公表の際に定める期日から適用されるものとします。

第 17 条（その他承認事項）

会員は、当館から各種サービスやイベントの告知等の情報提供を受けることがあります。

付則

この規約は令和6年4月1日より施行します。